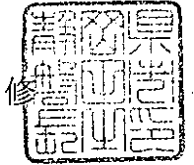




磐健国第 1493 号
令和 2 年 8 月 27 日

磐田市の国民健康保険事業
の運営に関する協議会会長 様

磐田市長 渡 部



磐田市の国民健康保険税率のあり方について（諮問）

このことについて、磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（平成 17 年磐田市規則第 68 号）第 3 条の規定により以下のとおり諮問します。

1. 趣旨

磐田市国民健康保険事業の安定的な運営が継続できるよう、今後の当市の国民健康保険税率のあり方について、協議会の意見を求めるもの。

2. 背景

- (1) 被保険者の高齢化の進行等により、被保険者 1 人あたり医療費の伸長が続くなど、被保険者数の減少にも関わらず、医療費が減らない状況が続いている。
 - ・「国民健康保険事業費納付金」（被保険者数 1 人あたり納付金）が増加
- (2) 被保険者数の減少と比例して、国民健康保険税収入が減少している。
 - ・保険給付に見合うバランスの取れた保険税収入の確保（平成 20 年度から税率等を据え置き）
 - ・県に納める事業費納付金の財源が不足（法定外の一般会計繰入金が増加）
- (3) 静岡県国民健康保険運営方針では、保険税賦課方式を、医療分は 3 方式、後期高齢者支援金分と介護納付金分とも資産割は使用しないことを目標としている。
- (4) 改正中の静岡県国民健康保険運営方針案では、令和 9 年度を目標に保険料水準の統一（標準保険料率の一本化）を目指すこととしている。

3. 前提条件

- (1) 令和 4 年度から税率及び賦課方式を段階的に改正する。
- (2) 静岡県国民健康保険運営方針第 2 章の 2 「財政収支の改善に係る基本的な考え方」、第 2 章の 3 「赤字解消・削減の取組」及び第 3 章の 2 「保険料水準についての考え方」に沿った対応を検討する。

4. 諮問事項

- (1) 被保険者にとって過度な負担増とならないよう配慮をした、段階的かつ中長期的な税率の改正計画及び改正方法について
- (2) 令和 4 年度税率案について